

## 与謝野町の財政健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日公布)」の一部が平成20年4月から施行され、町の財政状況を判断するための健全化判断比率等の算定及び公表が義務付けられました。平成19年度の与謝野町の判断比率は次のとおりとなりましたのでお知らせします。

名 称	数 値	早期健全化基準	財政再生基準	説 明
実質赤字比率	-	14.1%	20.0%	普通会計における財政の健全度を示すもの
連結実質赤字比率	-	19.1%	40.0%	与謝野町全体の財政の健全度を示すもの
実質公債費比率	16.7%	25.0%	35.0%	普通会計における公債費の負担の大きさを示すもの
将来負担比率	100.1%	350.0%	-	普通会計における将来的な財政負担の大きさを示すもの

\* 普通会計とは一般会計と土地取得特別会計、石田土地区画整理事業特別会計を純計したものと簡易水道特別会計の一部を追加したものです。

\* 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「-」は黒字であることを意味しています。

会 計 名 称	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準	説 明
水道事業会計	-	20.0%	各事業の経営の健全度を示すもの
簡易水道特別会計	-		
下水道特別会計	-		
農業集落排水特別会計	-		
宅地造成事業特別会計	22.3%		

\* 表中の「-」は黒字であることを意味しています。

健全化判断比率のうちひとつでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画、財政再生基準以上となった場合は財政再生計画、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定めることが必要となり平成20年度決算から適用されます。与謝野町の19年度決算では宅地造成事業特別会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となっており、早急な事業の見直し、財政の健全化が求められる結果となっています。